

中央区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱の一部改正 新旧対照表 (案)

改正後 (案)	現行	備考																				
<p>(組織及び役割)</p> <p>第3条 自治協議会に置く部会は、常任部会と特別部会とする。</p> <p>2 常任部会の名称及びその部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="259 596 1016 1337"> <tr> <td>名称</td> <td>拠点と賑わいのまち部会</td> <td>人にやさしい暮らしのまち部会</td> <td>水辺とみなとのまち部会</td> <td>中央区自治協議会だより編集部会</td> </tr> <tr> <td>分野</td> <td>「区ビジョンまちづくり計画 目指す区のがた」における部会の担当分野</td> <td>《魅力的で活力あふれる拠点のまち》</td> <td>《安心してすこやかに暮らせるまち》</td> <td>《水と緑が調和したやさげのあるまち》《未来につなぐ歴史・文化のまち》</td> </tr> </table> <p>3 部会は、所管する分野における課題、区ビジョンまちづくり計画に係る必要な事項その他部会が必要と認め</p>	名称	拠点と賑わいのまち部会	人にやさしい暮らしのまち部会	水辺とみなとのまち部会	中央区自治協議会だより編集部会	分野	「区ビジョンまちづくり計画 目指す区のがた」における部会の担当分野	《魅力的で活力あふれる拠点のまち》	《安心してすこやかに暮らせるまち》	《水と緑が調和したやさげのあるまち》《未来につなぐ歴史・文化のまち》	<p>(組織及び役割)</p> <p>第3条 自治協議会に置く部会は、常任部会と特別部会とする。</p> <p>2 常任部会の名称及びその部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1104 596 1861 1337"> <tr> <td>名称</td> <td>拠点と賑わいのまち部会</td> <td>人にやさしい暮らしのまち部会</td> <td>水辺とみなとのまち部会</td> <td>中央区自治協議会だより編集部会</td> </tr> <tr> <td>分野</td> <td>「区ビジョンまちづくり計画 目指す区のがた」における部会の担当分野</td> <td>I 拠点のまち II 賑わいのまち</td> <td>III 人にやさしい暮らしのまち</td> <td>IV 都市がうるおう水辺のまち V みなとのまち</td> </tr> </table> <p>3 部会は、所管する分野における課題、区ビジョンまちづくり計画に係る必要な事項その他部会が必要と認め</p>	名称	拠点と賑わいのまち部会	人にやさしい暮らしのまち部会	水辺とみなとのまち部会	中央区自治協議会だより編集部会	分野	「区ビジョンまちづくり計画 目指す区のがた」における部会の担当分野	I 拠点のまち II 賑わいのまち	III 人にやさしい暮らしのまち	IV 都市がうるおう水辺のまち V みなとのまち	
名称	拠点と賑わいのまち部会	人にやさしい暮らしのまち部会	水辺とみなとのまち部会	中央区自治協議会だより編集部会																		
分野	「区ビジョンまちづくり計画 目指す区のがた」における部会の担当分野	《魅力的で活力あふれる拠点のまち》	《安心してすこやかに暮らせるまち》	《水と緑が調和したやさげのあるまち》《未来につなぐ歴史・文化のまち》																		
名称	拠点と賑わいのまち部会	人にやさしい暮らしのまち部会	水辺とみなとのまち部会	中央区自治協議会だより編集部会																		
分野	「区ビジョンまちづくり計画 目指す区のがた」における部会の担当分野	I 拠点のまち II 賑わいのまち	III 人にやさしい暮らしのまち	IV 都市がうるおう水辺のまち V みなとのまち																		

改正後（案）	現行	備考
<p>る事項を調査、審議及び検討する。</p> <p>4 自治協議会が必要と認めるときは、前項のほか、特定の課題を審議及び検討するため、特別部会を置くことができる。</p>	<p>る事項を調査、審議及び検討する。</p> <p>4 自治協議会が必要と認めるときは、前項のほか、特定の課題を審議及び検討するため、特別部会を置くことができる。</p>	